

以下に示す書類は、一般的なケースでの必要書類となります。

特殊な事情が伴う場合に関しては、あらかじめご相談の上、必要な書類をご提出ください。

書類	備考
被相続人居住用家屋等確認申請書(様式1-3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人が複数いる場合は、相続人ごとに申請書をご提出ください。</li> <li>・申請者の電話番号欄は、日中つながる電話番号をご記入ください。</li> </ul>
返信用封筒(郵送での交付を希望される場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型封筒長形3号に住所を記入し、切手110円分を貼付してください。</li> </ul>
① 被相続人の住民票の除票の写し(原本※)	<p><b>確認事項</b> 相続発生日、被相続人が相続直前まで対象家屋(空き家)に居住していたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被相続人が老人ホーム等に入所していた場合で、入所後別の老人ホームに転居していた場合には、戸籍の附票も併せて必要です。</li> </ul>
② 相続人の住民票の写し	<p><b>確認事項</b> 相続開始直前から譲渡時まで、相続人が対象家屋に住んでいなかったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋の取壊し日以降に取得したものを提出してください。</li> <li>・被相続人の死亡時以降、相続人が2回以上移転している場合には、当該相続人の住民票に代えて、戸籍の附票の写しの提出が必要です。</li> <li>・相続人が複数いる場合は、すべての相続人の住民票の写しが必要です。</li> </ul>
③ 売買契約書のコピー	<p><b>確認事項</b> 対象敷地の譲渡について(譲渡人、対象家屋(敷地)、譲渡日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡日は、所有権移転に係る約款等での記載にて確認します。</li> <li>・コピーの範囲が分からぬ場合は、原本をご持参の上、窓口にてお問合せください。</li> </ul>
④ 対象家屋が耐震基準に適合することとなった場合は(i) 対象家屋が取壊し、除却又は滅失の場合は(ii)	
(i)対象家屋及び敷地の登記事項証明書等(原本※)	
(ii)家屋の閉鎖事項証明書及び敷地の登記事項証明書等(原本※)	<p><b>確認事項</b> 対象家屋及びその敷地等を取得した「相続人の数」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出が難しい場合や換価分割の場合は遺産分割協議書等を提出してください</li> </ul>
⑤ 対象家屋が耐震基準に適合することとなった場合は(i) 対象家屋が取壊し、除却又は滅失の場合は(ii)	
(i)耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書のコピー及び工事請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等	<p><b>確認事項</b> 耐震基準に適合することとなったこと</p>
(ii)家屋の閉鎖事項証明書(建物の全部事項証明書)(原本※)	<p><b>確認事項</b> 対象家屋の取壊し、除却または滅失日および所在地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解体完了日(閉鎖日)について記載のあるものを提出ください。</li> <li>・建物が未登記の場合は、解体工事の請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等を提出してください。</li> </ul>
⑥ (i)～(iii)のうち、いずれか1つ <b>確認事項</b> 相続した家屋が「空き家」の状態となり、その後、他の用途に使用されていないこと	
(i)電気、水道、ガス等の使用中止日が確認できる書類	<p><b>確認事項</b> 相続から譲渡の時までの間に閉栓、使用中止をしていたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該家屋(空家)の所在地と、使用中止日(契約廃止日)の記載があるものを提出してください。</li> <li>・富山市上下水道局料金課にて発行される「水道料金納入証明書」もしくは「水道使用水量等のお知らせ」の提出をもって左記事項の照会確認を行うこともできます。ただし、確認の上、要件に合致しない場合(相続前もしくは譲渡後に閉栓、使用中止をしていた場合)は、必要書類として用いることはできませんので、あらかじめご了承ください。また照会の確認期間として1～2日程度、必要になります。</li> </ul>

( ii )宅建業者が「現況空き家」と表示した広告	<b>確認事項</b> 宅地建物取引業者が「現況空き家」と表示し、広告していること ・宅地建物取引業者による広告が行われたものに限ります。 ・「現況が空き家」であることを記載したものが対象となります。(×「建物あり」等、空き家であることの明示がない表記は不可になります。)
( iii )その他	・内容に関しては事前にご相談ください。

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、以下に示す書類も必要となります。

\*:原則コピー不可

### 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合

※被相続人が老人ホーム等に入所し住所を変更している等の場合は、以下の書類も追加で提出してください。

※被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、譲渡日が平成31年4月1日以降であることが要件です。

書類	備考
⑦ i ~ iii のすべての書類	
i 要介護・要支援認定等を受けていたことを証する書類	<b>確認事項</b> 被相続人が要介護・要支援認定を受けていたこと又はその他これに類する者であること 例)被保険者証のコピー、障害福祉サービス受給者証のコピー、要介護認定等の決定通知書、市区町村作成の要介護認定等を受けたことを証する書類、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録など
ii 老人ホーム等の名称・所在地・施設の種類が確認できる書類(入所時の契約書のコピー等)	<b>確認事項</b> 施設の名称、所在地、施設の種類 ・複数の施設に入所していた場合は、各々の施設について、必要となります。
iii (a)~(c)の内、いずれか1つ <b>確認事項</b> 入所後、被相続人が対象家屋を一定使用し、かつ、他の用途に使用していないこと	
(a)電気、水道又はガスの契約名義及び使用中止日が確認できる書類	・契約名義が被相続人であれば、⑥ - i の書類で兼ねることができます。 ・ただし、入所期間中に使用中止していた場合は、兼ねることができません。 例)対象家屋へ戻る見込みがなく、電気、水道等の契約を廃止していた場合など
(b)外出、外泊等の記録	外出、外泊にあたって、対象家屋を利用していたことの記録(老人ホーム等が保有するもの)が必要です。
(c)その他	「被相続人が対象家屋を一定使用しており、かつ、他の用途に使用していないこと」を認めることができる書類。 ・具体的な書類が上記に該当するかは、事前にご相談ください。

書類	備考
⑧ 売買契約書等のコピー	<b>確認事項</b> 謙渡の時から謙渡日の属する年の翌年2月15日までの間に、当該家屋が耐震基準に適合すること又は取壊し等することを約していること ・提出が難しい場合はご相談ください。